

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみいました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

D-472 淋菌核酸検出(クラミジア・トラコモチス核酸検出との併算定)(クラミジア尿道炎及び淋菌性尿道炎)

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

原則として、クラミジア尿道炎（疑い含む）及び淋菌性尿道炎（疑い含む）に対する淋菌核酸検出とクラミジア・トラコモチス核酸検出のそれぞれの算定は認められず、「淋菌及びクラミジア・トラコモチス同時核酸検出」による算定として認められる。

○ 取扱いの根拠

留意事項通知により、クラミジア・トラコモチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコモチスと淋菌による重複感染が疑われる患者に対して治療法選択のために鑑別診断が必要な場合においては、淋菌及びクラミジア・トラコモチス同時核酸検出により算定する。

したがって、それぞれの検査を単独で算定することは不適切であり併算定は認めないと整理した。